

関西「文化の道」事業 関西“地域”伝統文化フェスティバル（仮称） 実施業務委託に係る企画提案募集要項

関西広域連合「文化の道」実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、文化庁平成 27 年度文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）を受けて実施する「関西『文化の道』事業 関西“地域”伝統文化フェスティバル（仮称）実施業務」（以下、「本業務」という。）についての提案を募集しますので、参加を希望する事業者（以下、「事業者」という。）は以下の項目に従いご応募ください。

1 業務概要

(1) 趣旨

関西各地の伝統文化と、それが伝わる地域の舞台・保存会の継承・発展と魅力発信を目的とし、さらに東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた関西文化の活性化に資する事業として、「関西“地域”伝統文化フェスティバル（仮称）」を実施する。

(2) 業務名

関西「文化の道」事業 関西“地域”伝統文化フェスティバル（仮称）実施業務

(3) 業務の内容

「2 業務仕様」に記載のとおり

(4) 事業主体

関西広域連合「文化の道」実行委員会

(5) 委託期間

契約締結の日から平成 28 年 3 月 31 日（木）まで

(6) 委託金額の上限額

金 3,369,180 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 業務仕様

(1) 目的

地域創生・地域づくりの観点から、若い世代の感性を取り込み、関西の各地域で受け継がれている地芝居や人形浄瑠璃などの伝統文化（郷土芸能）をテーマにしたイベントを開催し、その継承・発展に取り組んでいる保存会等に実演や、「次世代への魅力発信」をテーマとしたトークやワークショップなどを実施し、伝統文化の普及啓発を図る。

これにより、関西の伝統文化の活性化・底上げを図り、東京オリンピック・パラリンピック等の開催に向けた関西文化の発信強化に繋げる。

(2) 事業概要

平成 26 年度に実行委員会が発行した冊子「人・まち・ブンカ」※の成果を踏まえ、次の①～④に記載する取り組みを行い、イベント形式で発信する。（※冊子の入手方法については、実行委員会まで問い合わせること）

- ①舞台芸術関係者等に協力・参加いただき、地域の伝統文化の発展についてのトークや、伝統文化を活用した新しい試み（ワークショップ）。
- ②関西広域連合管内で文化を活用した地域づくりに取り組む市町村（公立文化施設運営管理者を含む）を選定し、当該市町村等と連携して、都市部の若い世代の方々に地域文化の発展に携わってもらう取り組み。
- ③関西広域連合管内の文化財指定を受けている地芝居や人形浄瑠璃等の団体（以下、「伝

統文化団体」という。)を選定し、団体間の連携・交流による活性化を促すことを目的とした共演・コラボレーション。

④参加者を募るための工夫(広報)及び実施成果を継承し、生かす取り組み。

(3) 企画提案における想定

上記①～④の取り組みにおいて、関西広域連合を構成する2府5県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県。以下「構成府県」という。)それぞれから7団体(者)の出演等を想定すること。

なお、イベントの会場は少なくとも80～100名程度が収容でき、かつ、来場者が近くで伝統文化を体感できる場所とし、実行委員会が指定する映像が上映できる時間・場所を確保すること。

3 応募書類

次の(1)～(3)に記載する応募書類を4(2)の規定に従い作成・提出すること。

なお、応募書類はA4サイズとし、(1)企画提案書が5ページ以内(表紙を除く)、(2)事業者の概要及び事業実績が2ページ以内(既存パンフレットを添付する場合はそのページ数に関わらず1ページと数える)、(3)見積書が1枚以内とする。

(1) 企画提案書

2業務仕様に記載する業務について、企画提案書として作成すること。

なお、企画提案書の作成にあたっては、次の事項を記載(提案)すること。

- ・「2業務仕様(2)事業概要①～④」に記載する業務の具体案
- ・イベント名称、開催会場、開催日程(主たるイベントは、平成28年2月を想定すること)
- ・全体の業務スケジュール

(2) 事業者の概要及び事業実績

- ・事業者の概要(既存パンフレットでも可)
- ・事業実績(地域活性化や文化振興事業に係る過去の実績等)

(3) 見積書

見積の基礎となる内容及び数量等の積算内訳

4 応募に関する内容等

(1) 応募に必要な参加資格

次の各号に定める内容を全て満たすこと。

ア 構成府県内に事業の拠点(本店のほか支店、出張所等を含む)を有する者であって、今まで本件と同種業務を実施した実績(受託を含む)があり、業務手法に精通していること。

イ 構成府県及び京都市、大阪市、神戸市、堺市(以下、「構成団体」という。)の税金を完納していること。また、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

オ 申請日現在において、次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当する者

(イ) 構成団体の入札参加停止に関する規定等に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同規定等に掲げる措置要件に該当すると認められる者

(ウ) 構成団体の暴力団等排除に関する条例等に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同条例等に掲げる措置要件に該当すると認められる者 ※契約の際に、暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出していただきます。

(エ) 構成団体との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までの間に当該請求に係る損害賠償金を納付した場合を除く。）

カ 企画提案書の提出の日から審査結果の公表の日までの期間について、構成団体の入札参加停止に関する規定に基づき入札参加停止の措置を受けていない者

(2) 応募の手続

ア 参加の表明

本提案募集に参加を希望される場合は、平成 27 年 8 月 5 日（水）午後 5 時までに、参加意向申出書に必要事項を記入の上、電子メールまたは F A X で連絡すること。

イ 提案作成に関する質疑

平成 27 年 7 月 29 日（水）午後 5 時まで、メールまたは F A X にて本提案募集について質問を受け付ける。（様式は任意であるが、件名は『関西「文化の道」事業 関西“地域”伝統文化フェスティバル（仮称）実施業務委託に係る質問』とすること。また、質問者の会社・団体名、部署名、氏名、電話番号、F A X 番号及びメールアドレスを記載すること。なお、企画提案書の審査に係る質問、地域の伝統文化に係る質問には回答できない。回答は平成 27 年 8 月 6 日（木）午後 5 時までに、質問者及び参加意向申出書を提出した全員にメールにて回答する。）

ウ 企画提案書等の提出期限・提出先

平成 27 年 8 月 13 日（木）午後 5 時まで（必着）に、関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局（京都府文化スポーツ部文化交流事業課）に、3(1)～(3)に記載する応募書類を各 25 部（正本 1 部、副本 24 部）持参または書留で郵送すること。

5 審査の方法

(1) 審査方針

応募書類の審査は、提出された書面により、実行委員会の構成メンバーが行う。審査にあたっては、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、最優秀提案者を選定する。審査は非公開とし、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けない。

< 審査基準 >

① 企画提案書（配点 60 点）

- 2 業務仕様 (2) 事業概要①に係る提案 . . . (10 点)
- 2 業務仕様 (2) 事業概要②に係る提案 . . . (10 点)
- 2 業務仕様 (2) 事業概要③に係る提案 . . . (10 点)
- 2 業務仕様 (2) 事業概要④に係る提案 . . . (10 点)
- イベント名称、開催会場、日程等 (10 点)
- 全体の業務スケジュール (10 点)

② 事業者の概要及び事業実績（配点 30 点）

- 事業者の概要 (10 点)
- 地域活性化事業に関する実績 (10 点)
- 文化振興事業に関する実績 (10 点)

③ 見積書（配点 10 点）

(2) 審査（選定）方法

上記の審査基準に基づいて審査を実施し、その総合評価により、最も優秀な提案を選定する。

(3) 審査結果

審査結果は、4 (2)に記載する応募の手続きを行った全ての者に、それぞれの審査結果を通知する。

(4) 審査対象からの除外

次の要件のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象からの除外）とする。

- ア 4 (1)に記載する参加資格を満たさない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 2 案以上の企画提案をした場合
- エ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合
- オ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(5) 提案者が一者であった場合の取扱い

提案者が一者であった場合についても、その提案内容を審査した上で、採否を決定する。

6 契約に関する基本的事項

(1) 契約締結までのスケジュール

本業務契約の特定後、速やかに契約を締結する。

相手方の特定を受けた者は、契約に先立ち、構成府県及び構成団体の納税証明書並びに税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書を提出すること。

契約書に貼付する収入印紙は 2 部とも相手方の特定を受けた者の負担とする。

(2) 契約保証金 免除

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て実行委員会に帰属するものとする。

7 その他

提出された提案については、実行委員会において審査の上、採用の有無を連絡する。ただし、採用された場合でも、提案内容の全ての実施を約束するものではなく、また、提案内容の一部を変更して実施する場合がある。特にイベントの出演者については、改めて構成団体からの意見を踏まえた上で決定する。

また、企画提案書提出に関する経費（提出書類作成や提出に要する経費、ヒアリングを実施する場合に要する経費を含む）は、一切参加者の負担とする。

※提出された書類については返却しない。また、必要に応じヒアリングを実施することがある。実施する際には、対象者にその日時、場所を別途連絡する。（京都市内又は大阪市内を予定）

8 問い合わせ先及び提出先

関西広域連合「文化の道」実行委員会事務局

（関西広域連合広域観光・文化振興局文化企画課）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府文化スポーツ部文化交流事業課内

電話 075-414-4287 FAX 075-414-4223

メール bunkakoryu@pref.kyoto.lg.jp